

## D I Yリフォーム対象判定表

次に掲げる区分・内容の工事内容等に係る経費を対象とし、発注及び材料の購入先は市内事業者とする。

No	対象	内容等
1	○	屋根瓦の取替え, 外壁塗装等の屋根外装工事
2	○	雨どいの交換, 塗装その他のとい工事
3	○	開口部及びガラスの取替えその他の建具工事
4	○	ベランダ及び縁側の改修工事
5	○	床材, 壁材及び天井材の張り替えその他の内装工事
6	○	ドア, ふすま, 障子等の建具の取替え (鍵の交換は×)
7	○	畳の入替え, 表替えその他の畳工事
8	○	棚及び下駄箱の取替えその他の作り付け工事
9	○	台所・風呂・トイレ等改良工事 (ガスコンロの購入は×)
10	○	給水管, 排水管及びガス管の取替えその他の配管工事 (有資格業者に限る)
11	○	配線及びコンセント設置その他の電気設備工事 (有資格業者に限る)
12	○	ボイラー及び温水器の取替えその他の給湯設備工事 (有資格業者に限る)
13	○	既存住宅の増改築工事 (建物全部の解体工事は除く。)
14	○	玄関の段差解消工事その他住宅への出入りを容易にするための工事
15	○	外部工事, 内部工事及び建設設備工事に関連して行う解体工事
16	○	耐震改修工事
17	×	シロアリ駆除
18	×	電化製品の購入・取付工事 (エアコン・テレビ・照明器具等)
19	×	造園工事・植木剪定
20	×	車庫の増改築
21	×	家財道具処分
22	×	住宅の一部又は全部を取り壊す工事
23	×	火災警報器・消火器
24	×	D I Yに必要な道具の購入費
25	△	D I Yリフォームに必要な経費 (個別審査により決定します)
26	△	その他市長が認めるもの (個別審査により決定します)